



Title	新訳華嚴經音義私記の性格
Author(s)	池田, 証寿
Citation	国語国文研究, 75, 1-16
Issue Date	1986-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48191
Type	journal article
File Information	ikedal986kokugokokubun.pdf



新訳華嚴経音義私記の性格

池田 証 寿

一 はじめに

おもに漢籍や仏典から語句を抜き出して、その発音や意味について説明をほどこした書物を音義という。ここに取り上げる小川家本の新訳華嚴経音義私記(奈良末期写、上下二卷)もそうした書物の一つであって、唐の実叉難陀が訳出した新訳の八十卷本の華嚴経についての音義である。新訳とは東晋の仏駄跋羅の訳出した旧訳の六十卷本の華嚴経に対しての謂である。

華嚴経の音義には、唐の玄奘の一切経音義卷第一所収のものがある。これは旧訳の華嚴経の音義である。新訳華嚴経の音義には唐の慧苑が撰述した書がある。これを以下、慧苑音義あるいは慧苑と称する。テキストは種々ある。本稿では續砂本(影印本)、高麗本(東国大学校刊の影印本)、慧琳音義所収本(同上)の三本による。また、この慧苑の音義とは無関係に本邦で撰述された音義があり、書陵部蔵の大治三年書写一切経音義卷第一の卷末に付載されている。

これを以下、大治本音義あるいは大治本と称する。テキストは山田

孝雄編『一切経音義』と『古辞書音義集成7』の二本による。この慧苑音義と大治本音義(厳密にはその祖本にあたる音義)とを主材料として成立したのが新訳華嚴経音義私記である。これを以下、私記と称する。本稿で用いるテキストは『古辞書音義集成1』所収本である。

私記の国語研究上の価値は、岡田希雄「新訳華嚴経音義私記解説」(貴重図書影本刊行会複製本付載、一九三九)と、同「新訳華嚴経音義私記倭訓攷」(『国語国文』一一卷三号、一九四一)の二つの論文によって広く知られることになった(以下とくにことわらない限り前者の解説を岡田論文と呼ぶ)。新訳華嚴経音義私記という書名も岡田論文における「元禄六年英秀識語の言葉を採用して新訳華嚴経音義私記と呼ぶのが妥当であらう」(六頁)との言にもとづくのである。

音義とは漢籍仏典中の語句を抄出して説明を加えた書である。だがしかし、この私記の場合は、華嚴経の本文と直接関係ない条項がかなりまとまって見出せるのである。これらを私記の不統一、不体裁、不適切、未整理な条項として処理するのは誤りではないし、経

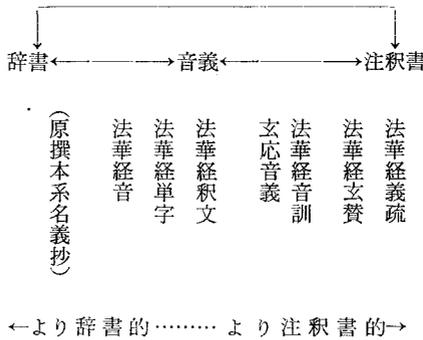
本文と直接関係のある条項でさえ、不体裁、未整理などと呼ぶべき事例が多数存する。これらによって私記の未整理性をいうのは容易である。しかし私は、こうした点こそ私記の多様な性格が如実に現われていると考えるのである。以下、その点を具体的に検証してゆくが、同時に音義の性格を分析するための視点や方法をも考察してゆくことになろう。

二 音義の有する二面性

一般論として音義の性格をいうならば、音義は注釈書性格と辞書性格の二つの性格をあわせもっているということである。もつとも注釈書性格といい、辞書性格といい、多分に抽象的相対的なものであるから、音義の性格を規定する可能性のある事項を、思いつくまま箇条書きしてみよう。

- 掲出語（句）の多寡
- 掲出語の単位、長さ
- 掲出語と注文の体裁、あるいは条項の配列方法
- 表記形式（漢字、仮名、梵語、ヲコト点などの有無）
- 出典（先行資料、先行師説）の有無
- 先行資料の性格
- 先行資料を引用する方法（その依存や尊重の程度への分析）
- 注文の内容（本文に則した注であるかどうかなど）
- 注文の形式（形、音、義、和訓ごとの分析など）
- 経文の校異、科段、品名の説明の有無

○ 卷音義か部首音義か音による分類の音義か
 ○ 付載の図表、その他
 右は十分なものとはいえないけれど、こうした視点にもとづき、法華経関係の典籍を例にして一つのモデルを提示すれば次のようになる。



玄応音義は卷第六所収の法華経の音義を指す。原撰本系名義抄は当然ながら法華経関係の注釈書や音義だけを引いているわけではないのだが、玄賛、音訓など慈恩大師の著述や中算の法華経積文は名義抄内部において重視されている文献だから、とりあえずここに配置した。法華経音は音による分類の音義である。音訓、玄応、積文、單字はいずれも卷音義だが、その内容に従って右のように位置付けてみたのである。

さて、次には、私記の性格を

注釈書の性格

音義の性格

辞書の性格

の三つに分けて論を進めることにする。

三 注釈書の性格

品名の解説や新訳の華嚴經(新經)と旧訳(旧經)との校異などは、明白に注釈書の性格が認められるから、説明の要はないだろう。そこで手はじめに経文の掲出方法から私記の注釈書の性格を考察してゆこう。

掲出語(句)を大字、注文を割注双行小字とするのが、私記における経文の掲出方法の原則である(なお用例の改行は原本通りでないことがある。所在は巻数のみ記す)。

匪方履非也 (序)

遊覽下呂敬
皮見也 (三三)

しかし例外が多い。まず掲出語、注文とも小字の例がある。これは岡田論文にはほぼ網羅されている。私の気付いた例を若干補っておく。ただし新旧両經の校異は除く。

明法品(一行略)普光明藏者在帝釈妙勝殿也
靈窟也謂安齋於其藏中也 (一六)

而生於智慧上爾也下又同也……(一九)

巾爪巾万字耳為
半先記了……(二二)

衆苦大鑿(二行略)之法也又至也 (二三)

經第卅卷十定品第廿七之一(一〇行略)

……那伽擊者那伽此云電也 (四〇)

醒悟……香滅也 (五八)

坦蕩自心……神蒲鏡反塵也塵又田界也 (六三)

最後の二つ「吞」と「畔」は掲出語を欠く例とも見られる。

次に掲出語、注文とも大字の例である。これには注文が部分的に大字の場合もある。その例。

海中在於大海
中時者如雨山相打音 (一五)

右は経文(大正藏一〇巻による)に「海中両山相撃声」とあり、しかも大字の「如雨山相打」は経文に見当たらないので、「如雨山相打」は注文の語句と考えられる。「海中」の掲出語はこれだけでは不十分である。

さらに私記に特徴的な掲出方法として「経文……」「経云……」などの場合が指摘できる。

經文願一切衆生所見順愜心无動乱旧。經云令一切衆生未曾散乱具足一切清淨行業(二五)

經云深觀行身旧經云緣
觀行身 (二七)

余時金剛藏菩薩乃至欲入第五難勝地法華經第十
三卷之耳 (三六)

これは仏典注釈書によく見られる経文の引用形式である。白藤礼幸「上代言語資料としての仏典注釈書」『国語と国文学』昭和四四年一〇月号、一九六九)によると、例えば智光の般若心経述義では

「經……者」、善珠の因明論疏明灯抄では「文……至……者」の形式をとっている。

これと類似する例に「者」字による場合がある。

乃往者語助也乃往也 (一一)

无如名字等者。言云元作靈誰不真矣誰誤 (二六)

類婆果者。其義似此方材補亦極鮮明亦 (六五)

右の諸例、いずれも経文に「者」字が見えない。「類婆果」の例について岡田論文(二七頁)は「者」字を符字とする。が、石塚晴通「本行から割注へ文脈が続く表記形式——古事記を中心とする上代文献及び中国中古の文献に於て——」(『国語学』七〇集、一九六七)や先の白藤論文によって明らかのように、注釈書に特徴的な用字である。

ところで、「乃往」の例は注文を大字にした例でもある。この点に関して補足しよう。つまり掲出語と注文の文字の大きさが元来同じであった可能性を考慮する必要があるということである。例えば、玄応音義の古い写本はこの形式である(石塚晴通・池田証寿「イングリッド本一切経音義について」第四六回訓点語学会発表、一九八二)。伝観静撰の孔雀経音義(『古辞書音義集成』11)他)も同様である。孔雀経音義はおくとして、玄応音義は、掲出語と注文の大きさが同じなのが本来の形式であって、後に注文を割注双行小字の形式としたものと想像される。慧苑音義の場合は、本来どのような形式であったか、にわかに定めがたいから、私記との直接的な影響関係をいうことは無理であろう。ただ、掲出語と注文との大きさ

が同じ場合と、注文を割注双行小字にする場合とを比較してみると前者の場合がより注釈書的であるということができるかもしれない。もしそういえるならば、この、掲出語と注文とを同じ大きさで表記する例は、私記の注釈書的性格の現れと考えることができることになる。なお、岡田論文に「品名の如きは小字で書かれても大して支障は感ぜない」(二五頁)とあるから、おそらく岡田論文はこの点に関して私記の注釈書的性格を認めていたということであろう。

私記の注釈書的性格を示唆する事例は右の他にも一、二見出せる。疑問助辞「耶」が「いわゆる仏典注釈書など、内典系の上代漢字文で主用され」ることを説いたのは、白藤礼幸「上代漢字文疑問助辞考——乎・哉・耶・歟について——」(『国語学』六八集、一九六七)であるが、それは私記によっても裏付けられる。

此積集宝香藏香水海右施次有水海此文二本同然雖者皆字耳 (九)

生貴者疑受 (二四)

威徳広彼云々文字者疑有疑 (二五)

不随世間流不住法流者言云云云不随世間流者亦不受持正 (四四)

一世論師子所行相統滿旧云云云不隨世間流者亦不受持正 (四九)

經第六十一卷入法界品第卅九之二二日經第卅五卷末余一枚半在品名同身證等広 (六一)

これらの注文は、慧苑音義や大治本音義と無関係であり、私記撰者が記述した文と推定される。とくに四四卷「不随」の注文に見える「私思」の言はそれを端的に示すものであろう。この例は経文の解釈を下した条であって、「言……者云」の語序は相当に和風のである。この他の例はいずれも経文の文字の是非を案じたものである。しかも「若疑……耶」などかなり類型的な表現である。「耶」を用いない時は

循身観（一行略）……生死涅槃等（三六）

茎業上又餘字業字（四三）

とあって、同様の注記意図、似た表現をとるのである。なお「耶」以外の疑問助辞のうち、「哉」一例は典拠未詳（序「時踰六代年將四百也」の条）、「歎」一例は明らかに別筆（三三卷「眼鑿」）、「乎」は用例なし。

以上の他にも、注釈書あるいは經典の欄外傍記などと関係があるのではないかと思われる例がある。

私記五九卷の掲出語の配列は次の通りである。経文の出現順に番号を付し、私記の配列順を示す。ただし慧苑音義で一項目となつてゐる掲出語（弧矢劔戟）は一つにまとめた。

7 8 9 12 13 14 10 15 = 1 2 3 4 5 6 7 11 16 17 18 19 20 21 22

＝より前を前半、後を後半と仮に呼ぶ。配列が乱れているのは私記撰者の整理が行届かなかつたせいであらう。五九卷後半は大略慧苑音義の引用よりなる。五九卷前半は

劬勞如同曲身低影上可々未利下具注若多夫久五度為繁密度為極也為極也可漸美却敵失者

敵上已之敵下失也下失也壽匹上直由反類也

とあり、最後の「壽匹」は慧苑二〇卷「靡所壽」によるものと考えられるけれども、それ以外は慧苑音義や大治本音義、あるいは玉篇や玄応音義などとは別の資料にもとづくとみえます。三保忠夫「新訳華嚴經音義私記の和訓の類別」、『国語学会昭和48年春季大会要旨』、一九七三）は、「倭言」「訓」を冠さない和訓を説明して「經典（新訳經）の欄外傍記、或は注釈書の如きを主な典拠とする和訓であろうと推定」したが、右の用例のうち和訓のある条項に関してはこの解釈が認められるであらう。また、最初の7「劬勞」は、経文に出現するのは一箇所であるのに、五九卷後半にも慧苑音義によつた条項（「能忍劬勞」）が存している。おそらく私記撰者は慧苑音義の注文を良しとしてそれを残し、前半に存する「劬勞」の条には「即同卷下具注」と参照すべき旨を注記して、本来あつたはずの注文を省略したのであらうと考えられる。私記の撰述方針の一端がうかがわれる。

以上、もっぱら諸先学の研究成果に頼つて私記の注釈書性格について検討した。

四 音義的性格（一）

私記は音義であるから音義的性格を有するのはあたりまえの話である。しかしそうはいっても、音義にはさまざまな形態がある。また、私記は慧苑音義に多くを依拠しているが、その性格をそのまま継承するわけではないのである。そうした点を考察する。

第一に、私記が先行音義（慧苑音義と大治本音義を指す）に対する音義でもある点である。

例えば

娵染 上娵反女染也娵染女也因以美女為娵謂娵染也經本作徒。子者此乃技芸字也或徒立人者音章傷反娵也非此慧意也。娵六芸也首技後又技巧反也

也校 (一一)

の場合でいうと、「娵染」は経文に見え、また慧苑音義にも注文があつて、引用は省くが、私記がそれにもとづくことは明白である。ところが「技芸」の語句は経文に見当らず、したがつて慧苑音義や大治本音義でも掲出されていない。華嚴経の音義としては、「技芸」を小字にして「娵染」の注文の末尾に付したかたちにすればいいはずである。そういうかたちをとっていないのを私記の不体裁の一事例と判断してももちろんおかまわないが、これを私記撰者が意圖的に先行音義の注文中の語句を掲出して注を加えていたため、と解釈することも許されるであろう。先の例も含めて類似する用例を一覧する。

巻	掲出語	注文(必要部分)	出典	次項	玉篇
二	娵染	此乃技芸字也	慧苑	技芸	玉篇
二五	須臾	六十怛剎那為臘。薄	慧苑	臘	玉篇
元	無屈撓行	謂勇捍精進	慧苑	勇捍	玉篇
三	特垂矜念	預憐也。懲改也	慧苑	憐懲	不明
六	翼從	輔也	慧苑	輔	玉篇
六	木鏑	木兩端銳曰槍也	大治本	銳	無注

六	毒虐	酷也。譴鋒虐反	大治本 ^{注2}	鋒酷	無注
完	巖然住	巖也。峙立也	慧苑	巖峙	無注
罍	巖然高出	謂巖。巖也	慧苑	巖	無注
哭	伊尼延鹿	其毛色多黑臙形臙。纖長短	慧苑	臙纖	不明 ^{注3}
王	王臙	得			

天	難処受生	難処謂八難中五也	慧苑	八難	不明
空	沙羅林	其林木々林。鍊	慧苑	森竦	注は別注
空	詔誑為轡	勅謂馬頭鑣銜也	慧苑	鑣銜	玉篇
突	不憚	謂忌難。艱辛也	慧苑	艱難	前項に有

注1 井野口孝「『新訳華嚴経音義私記』所引『玉篇』佚文(資料)」（愛知大学国文学会『国文学』二四・二五号、一九八五）を参考にした。

注2 大治本音義は「許虐反」に作る。

注3 注文は「上肉部月部无字下思廉反細也小也臙」とある。

これによると、玉篇を参照して注を加えた例が多いことと、後半に無注の例が多いことがわかる。この二点を考え合せてみると、無注の例は、おそらく玉篇によって注を加えようとしてそれを果たさなかったものと想像される。

もちろん注文中の語句を掲出せず注を加えたものは相当数ある。これは先行音義にも例がある。私記から二、三例示する。例えば

依怙^{々特也願}也願^{依也} (一一)

は「々恃也頼也」が慧苑の引用であり、そこに見える「頼」字に「頼依也」と注したのである（典拠不明）。また、

僻見字亦反難也或不正也或曰耶僻也避禍踐反行也過也去也該也（一八）

四維々隅也（六二）

は傍線部が注文中の字に対する注である。前者は玉篇、後者は慧苑の引用である。玉篇の引用は「注文の補入もしくはその再注的色彩を帯びる」傾向が認められる（井野口孝「新訳華嚴経音義私記の訓詁——原本系『玉篇』の利用——」『文学史研究』一五号、一九七四）ようである。

第二に、私記において不採用となっている先行音義（とくに慧苑音義）の掲出語に何らかの傾向が察知されるという点である。

慧苑音義、大治本音義、私記の三本のうち、慧苑音義のみに見える掲出語は一九三項である。序と一卷に限ってそれらを列挙すれば次の通りである。

隆（序） 摩竭提国 阿蘭若法 菩提場中 正覚 摩尼 雨無
尽宝 靡不成觀 不思議劫 金剛躋 毗盧遮那 尊嚴 那羅延
旃檀 彩雲 樹杪 阿脩羅 羅睺 毗摩質多羅 迦樓羅 緊
那羅 摩睺羅伽 夜叉 毗沙門 毗樓博叉 娑竭羅 德叉迦
鳩槃荼 軋闍婆 釈迦因陀羅 須夜摩 兜率陀 尸棄（一）

一見して音訳漢字など仏教語彙の多いことが知られるであらう。慧苑音義の序に音訳漢字はない。一卷のそれはすべて私記に不採用である。この部分に関する限り、私記撰者は、仏教語彙よりも漢語語彙の記述に意を用いたと思われる。

このことを慧苑音義の全掲出語一二八七項（諸本により出入りがあるが、ここでは磧砂本の一二八五項と慧琳本のみに見える掲出語二項（五一卷「把」、五九卷「種徳」とを対象とする）のうち、七卷以下慧苑のみに依拠する部分を除外し、序から七〇巻までの一〇八四項で考えてみる。大治本音義の音訳漢字は七項であるから、ここでは検討の対象外とする。

採用	不採用	計	（採用率）
音訳漢字	二〇二	七六	二七八（七二・七％）
右以外	七一〇	九六	八〇六（八八・一％）

なお「採用」とは掲出語の有無であって、注文の引不引は問わない。同一の巻の範囲での比較である。

約一五％の差であるから、きわだった傾向があるとはとてもいえないが、音訳漢字の掲出語が不採用になる率はそれ以外にくらべて高いといっても誤りではない程度ではある。

私記は、慧苑音義にくらべて、仏教語彙に対する配慮の度合が異なっていると考えられるのである。この傾向は、例えば、私記一六巻で「十仏名翻如唐音義」と記して慧苑音義の音訳漢字を引かない箇所や、私記四六巻「俱那那城」の注文末尾に「如音義具記」と付記して慧苑音義の説明を省略する箇所などにも認めることができるのである。

音義的性格の第三点は少し複雑になるので節を変えて説明することにしよう。

五 音義的性格 (二)

さて、第三には、掲出語の単位が、先行音義にくらべて、句単位から熟語単位へ、さらに熟語単位から単字単位へ変更している点である。

これにはいろいろな場合があるので、以下分類して示すことにするが、その前に、検討の対象について一言しておきたい。私記の掲出語のうち先行音義に共通する掲出語は次の三つに分けられる(同一の巻の範囲での比較。下の数字は掲出語数。アとイは慧苑音義の、ウは大治本音義による)。

- ア 慧苑、大治本、私記に共通 二二四
- イ 慧苑、私記に共通 八六八
- ウ 大治本、私記に共通 九一

アは事情が複雑になるし、ウは問題とすべき例数が少ないので、ここではイを中心に掲出語の単位について見てゆくことにする。ただし、掲出語を小字とするもの(ア一四例、イ一六例、ウ一例)と、掲出語を脱するもの(イ一六例)とは検討の対象外とする。

1 先行音義にくらべて掲出語の単位が短くなること

まず慧苑音義と私記とに共通する掲出語から、その単位の長短を確実に判定できる例について見てみよう。その際、長短に関係するもののうち、慧苑諸本で異同あるもの(亀電繫象(序)、且置(一七)、良臣猛将(七〇)の三例)、慧苑の注文と無関係なもの(七例)、誤写や衍字など別の理由が考えられるもの(相当数あり。そのうちの若干例については後述)などは除く。私の調べた結果は、

慧苑より長い私記の掲出語 二〇
慧苑より短い私記の掲出語 一五三

となった。慧苑音義を主体とする私記としては当然のことながら慧苑より長い掲出語はさほど多くない。これらはおおむね私記撰述者が経文と比較して適当と認められる単位で掲出したためと考えられる。分類すれば次のようになる。圈点部分が私記のみに見える掲出語である。

句単位としたもの。九例。

- 城邑宰官等(一一) 釈提桓因。有象王(二五) 迦尸国王(二七)
- 如来口右輔下牙 因陀羅尼羅宝(四八) 牟薩羅色雲(五一) 欲界主天魔波旬(五八) 波樓那爪仏所(六四)

令過余餘海(七七)

二字単位としたもの。四例。

- 開鑪(一一) 植堅(一八) 得脯(二七) 捶楚(六九)
- 私記があらたに注を加えたため長くなったもの。五例。

- 詞聲(序) 騰躋(二三) 如阿逸多菩薩(二六) 二行相行
- 悉不現前(三八) 信染不。因。諛敬(四七)

私記の掲出語が経文に照らして正しいと認められるもの。一例。

身毛上靡(七五)

私記の掲出語が経文に照らして誤りと認められるもの。一例。

時臻而歲治(序)

さて、すでに岡田論文で「標出語の不完全なる例」(二八頁)と

して取り上げているが、掲出語の単位が短くなったために、不適切な注文の引用となっている例がいくつか見えている。これは慧苑より短い私記の掲出語一五三項中、二〇例ほどある。例えば

遐暢上遠也下遠也及至也（私記、一）

の傍線部はこのままでは意味が通じない。ところが、慧苑には

妙音遐暢無処不及余雅曰遐遠也広雅曰暢達也及至也（一）

とあって、私記の注文「及至也」は経文の「及」字についての注であることが判明する。このような単字（乃至二字熟語）単位での引き誤りは、先の二〇例中、三例しかない。

遐暢（一） 樓槽（一一） 博弈（五九）

多くはむしろ、句単位での引き誤りである。すなわち

尋々統也言統後去也統（私記、一一）

尋亦去世杜注左白尋統後去也言統後去也（慧苑、一一）

の傍線部が「尋亦去世」の句全体に対する（あるいは経文に則した）注であるのに、私記は掲出語を「尋」としたために不都合をきたすような場合である。これは単字単位での引き誤りと違って絶対にならざるべきであるとは決めつけられないのだが、類例は一四例ほど見える。

尋（一一） 邁（一二） 曉悟（一三） 罪輒（一四） 逮於（一七） 身嬰（二一） 志侶（二三） 超然（二五） 弥広（二五） 尋即（二七） 念務（三八） 鑿徹（四二） 善輒（四四） 測（六五）

この二つ以外は、音訳漢字の掲出語が不完全な場合で、三例ある。檀等（二四） 天牟羅（二二） 枳（六四）

私記において、慧苑よりその単位が短くなっている掲出語のうち、不適切な引用となっていないと認められる場合には、実のところこうした句全体に対する注を引用することが避けられているのである。次の例の傍線部は句全体に対する注と考えられるが、私記はこれを引かない。

主稼稼加鞭反論語云五穀云稼也主守也（私記、一）

主稼神稼加鞭反論語云五穀云稼也主守也（慧苑、一）

類列は九例ある（認定のしかたによって多少の出入りはある）。

祐物 主稼神（一） 阿鼻（一九） 顧復（二三） 奉（二六） 水族（五〇） 恃怙（六三） 悉得宣叙（六八） 其已久如（六九）

これら以外は、慧苑が（そして私記も）単字乃至熟語単位の施注である。つまり掲出語が短くなっても不適切な引用とならないのは、もともと単字乃至熟語単位の注よりなっているからである。

要するに、慧苑音義の掲出語の単位を短くしていることは、私記撰者に、慧苑音義を単字乃至熟語単位の音義へ編集し直す意図があったことを意味する。もちろんその意図通りに慧苑全体を改編したとまではとてまいえないが、そうした傾向は以下に述べることから裏付けられることになる。

ところで、ウの大治本音義と私記とで共通する掲出語のうちその長短を確実に判定できるものは

大治本より長い私記の掲出語

大治本より短い私記の掲出語

四

となつてゐる。例数が少なく傾向をいうのはためらわれる。掲出語の単位を短くしたために不適切な引用となつたものはない。

アの慧苑音義と大治本音義とに共通する私記の掲出語では

慧苑、大治本双方より長い私記の掲出語

慧苑、大治本双方より短い私記の掲出語

一一

となつてゐる。掲出語の単位を短くしたために不適切な引用となつたものは、次の三例であり、他はとりわけ不適切とはいえない。

嚳(一〇) 乗巾(五九) 塵(六七)

だいたいは先のイの慧苑と私記とで共通する掲出語の場合と同様の傾向である。

慧苑、大治本、私記に共通する条項は、その注文の受容状況をよく吟味する必要があるのだが、本稿では最小限の言及にとどめる。

2 同一の掲出語が次の項で再掲出されること

例えは

捕獵放牧食其六反捕取魚也蟹方類反調等何利類(六〇)

のように、同じ掲出語(この場合は「捕」字)が、次の項で再び掲出されているものを仮に「同一字次項再掲出」と呼ぶ。音義の体裁として同一字次項再掲出はよろしくない。せめて掲出語の「捕」を小字とするか、あるいは掲出語を「捕獵」と「放牧」の二つに分ければよい。そのどちらともなっていない理由を考えてみると、次項において前項とは別の資料によって前項と重複しない字について注を加えたためではないだろうか。先の例で具体的に説明すると、前項

「捕獵放牧」は慧苑の引用であるが、次項「捕」で前項とは別の資料(ここでは出典不明)により「捕」と「獵」の両字について注をほどこしたと想定するのである。これは、掲出語を「捕獵」「放牧」の二つに分けて注をほどこす、その前段階に当たる場合と考えることができるのではないかと思う。さすれば、この「同一字次項再掲出」の事例を、私記が単字乃至熟語単位の音義へ傾く際の、未整理な段階を示す一つの徴証と見てもあながち的はずれとはいえないからう。

類例をあげる。

イの慧苑と私記に共通する掲出語では

延委遠近延、表(三三三) 聳擢、擢(三三三) 孤、矢劍載、

劍、戟(五九) 捕獵放牧、捕(六〇)

がある。その他この形式をとるもののうち、

曠劫古曠又曠良也(一三)

の例は、注文がいずれも「曠」字についてのものと考えられる。私記撰者は「曠」と「曠」のの違いについて説明したつもりでもあろうか。誤写の可能性も否定できない。また六卷の「普振」と「振」は、前項「普振」の条に「正為震」と見え、おそらく「振」と「震」との違いに意を用いたのであろう。二七卷の「輟身要用」と「輟」は、次項「輟」が無注で、私記撰者の意図がはっきりしない。

ウの大治本と私記に共通する掲出語では、次の一例のみである。

輸稅上新經作輸字未定稅會也捨也取也(二八)

アの慧苑、大治本、私記の三本に共通する掲出語では

澄滲其下、漚(八) 繚繞、又繚(八) 十方東卒止、止止

(一) 鶯獨羸頓、羸、…、頓 (二) 接我脣吻、吻 (六) 八) があげられる。

さらに先行音義に見えない掲出語では次の諸例がある。

苞括、括括 (序) 一搏一粒、粒 (二四) 心腎肝肺、肺 (二

五) 辛酸鹹淡、鹹 (二五) 經文…順愜…、順愜 (二五)

機関、関関 (六七) 榮茂、茂 (七〇)

3 先行音義一項、私記二項 (以上) の掲出語が見えること

先行音義と私記とで掲出語の単位が異なるものなで、例えば

鶯巖西時鶯巖謂靈壽山也西時者広雅云時立也謂彼鶯聲字然正立於西域也 (慧苑、序)

鶯巖靈壽山也西時立也謂彼鶯聲字然正立於西域也 (私記、序)

のように、先行音義の掲出語を二つ (以上) に分けているものが私記にいくつか見えている。これは前に示した同一字次項再掲出を掲出語の面で整理した形式とみなすことができる。ただ、右の例の傍線部は「鶯巖西時」全体に対する注で、この注文形式は法華音訓などに見えるが、私記においては例外である。

一方、これと逆に先行音義二項 (以上)、私記一項の例もある。

そこでこれら両者の用例を次にまとめて示してみよう。なお不適当な引用の例には×印を付した。

ア 慧苑、大治本、私記に共通する掲出語

卷 慧苑 大治本 私記

序 架險航深 架險航深

〔架〕 〔航〕

一 階砌戸隔 階砌 皆砌

四 霈沢清炎暑 霈沢 清炎暑

八 珍草羅生悉芬馥 芬馥 玆草羅生

八 垣牆繚繞 繚繞 垣牆

一〇 崇飾宝階規 俚倪 崇 俚倪

一三 湍流競奔逝 湍流 競 奔逝

二六 永訣 高砧上以刀 悉將永訣置 砧上

三六 易詭 屠割 屠割 知思易詭無愠暴

六六 雉堞崇峻 雉堞 崇峻 雉堞

六七 晨晡 晷漏延促 晨晡 晷漏延促

イ 慧苑、私記に共通する掲出語

序 鷲巖西峙

七 三維及八隅

五九 弧矢劍戟

六四 伊那跋羅竜王

六五 脣口丹潔如類婆菓

ウ 大治本、私記に共通する掲出語

序 朕囊

序 添波瀾

序 一吏 一吏

八 隅角

鷲巖

西峙

三維

八隅

弧×

劍

戟×

伊×

那×

跋羅竜王

脣口

丹潔

類婆菓者

朕

囊

波瀾

添

吏

吏

四隅

隅

三三

八楞宝線

一八楞 一宝線

不適当な引用としたもののうち、六四卷「伊那」は單純に別な箇所注の混入である。七卷「三維」「八隅」と序「波瀾」「添」は注文が先行音義と無関係である。三三卷「八楞」は無注である。

慧苑音義と大治本音義のどちらよりも長くなっているのは、三六卷「知恩易誨無愠暴」一例であるが、これはこの単位で新旧兩経の校異を付したためである。

知恩易誨無愠暴……古経云知恩易誨者易化无愠暴…… (三二六)

先行音義に共通しない掲出語のなかでは、次の一例をあげるにとどまるが、これは注意すべき用例である。

素々蘇故反白采也又食案粗食也今云粗衣服也服 (六五)

圈点をつけた「今云」は内容からみてたぶん熟語注を示す「合云」を誤ったものであろう。傍線部は玉篇の引用である。想像するに右の条項は、玉篇を引く前の段階において

*素服合云粗衣服也

などとあったのではないか。また「服」が無注なのは後で注を加えるつもりではなかったか。逆に、玉篇が先であったと考えてみると、不適切な熟語注になっていることの説明がちょっと苦しい。

4 注文配列の変更、その他

私記の編纂方針の一つとして単字乃至熟語単位の音義を意図していることを述べてきたが、このことは、実は注文の内容にも及んでいるのである。

第二に、掲出語の異体字を同一の項目として掲出してある点である。これには、

興興正 (一六)

流流上 (八)

映映下正 (八)

一切切下正 (八)

召召上正下通 (一一)

寤寤下正 (一三)

暫暫上 (一六)

關關上正 (六七)

のように「正」を注記したものと

無遺遺下二字同 (七)

徹徹三同音天 (八)

止二同音也住也夜也又制也 (一一)

啓啓同開也古作應字 (五四)

修脣脣二字同 (六六)

染染同 (七〇)

のように「同」を注記したものの二種がほとんどである。その他

友友 (二六)

は無注の例である。なお、

醫醫二同 (一四)

(例は、琴三言表)

良醫毛詩三良醫也 (一四)

とあって、傍線部の記述にもとづくことになった。類例には

鼓鼓上鼓公戸反擊也扇動推也鼓字經本有從頁邊作皮者此乃鐘鼓字 (一三)

をあげることができる。この注文は慧苑を引いたものだが、慧苑

の掲出語は「鼓扇」とある。

以上は異体字を同一項として掲出した例であるが、この形式をと

るものよりも、当然のことながら、例えば

无暫已々々止也暫又為擊字之麻良 (七)

媯亂上 (一一)

映徹上正為映字照也 (一一)

のように注文として記述する場合が多いし、体裁としても整っている。

第三に、類似した意味の漢字を同一の項目として掲出している点である。例は少ない。

煎養前字連反辰也火乾也養之身反神也二伊流音 (一〇)

惜恪上字之季 (一一)

×印を付した「養」と「恪」は経文に見当たらない。

また、次の例は経文の別の箇所に出現する類義字を同一項としたものと考えられる。

扇弘上安布後下波扇與之 (二二) (経文「持百万億宝扇。執百万億宝弘。」)

脣顎上古比流 (四八) (経文「如来脣。(四三字略) 如来顎。)

怖畏恐△調畏也△ (五五) (経文「亦不驚亦不怖。亦不畏。)

もちろん、注文中の類義字注記は多い。

俯△俛△武△反△下△首△也△曲△也△ (序)

脣音比調多△六△年△

音義の体裁としては、注文の中で、類似形字、異体字、類義字について説明をほどこすのが本来の形式であるはずである。そして多くの場合は、そうした形式をとって記述されている。しかし、いままで見てきたように、かなりの例外がある。その理由として、とくに異体字同一項掲出の場合は、辞(字)書の記述をそのまま引いたためということが考えられる。が、一方、無注の「友友」「磨魔」はもとも同一項として掲出されていた可能性が高いであろうし、類似形字掲出や類義字掲出の場合は相当に意図的であったであろうと思われる。そうすると、私記が不統一であったとみるか、何か意図的なものがあつたとみるかで論が分かれることになるが、私はどちらか一方のみの解釈で私記をわりきってしまったりするのはどうかと思う。つまり、私記が音義であることを前提にするなら、私記の不統一や未整理性はいわば自明に属するはずである。だがそうではなく、私記撰者は私記が音義であることにあまり拘泥しなかったために、かなり自由な記述方針をとる場合があつたのではないだろうか。私は、私記の辞書的性格の背景に、そうした事情があつたものと考えるのである。

七 おわりに

私記は慧苑音義を主体として成立した音義である。しかしながら、そこからただちに私記撰者が私記の音義としての規範を慧苑においていたと結論できるかどうかは別問題である。仮に私記の音義として規範を慧苑におき、私記を音義としての側面だけから見るとらば、これまで示してきた多くの事例は、私記撰者の未熟さに由来すると解釈しなければならぬだろう。しかし、私記の多様な性格を考慮するならば、ある程度までは、積極的な評価が可能なのではないか。すなわち、私記は当時の学僧の経典学習の実態がそのまま残された資料ではなかったか、と考えるのである。

本稿において私記の性格を分析するためにとつた方法は、私記の掲出語を経文の語句と先行音義の掲出語について比較するというものであつた。本文がなければ音義がなりたちえないというのは当然のことなのであるが、その点を検討し、その結果を三つの性格に分けてまとめてみた。ただし、誤解のないように断っておけば、私記に誤字、衍字、脱字などの類は確かに多いのであつて、なかには本稿でしばしば述べたように私記撰者の意図が読みとれる例が存するということである。それはともかく、本稿の考察によって、いまま言及されることの少なかつた私記の多様な性格を明らかにすることができたと思う。

〔付記〕本稿は、昭和六十年六月九日、北大国文学会春季大会における口頭発表をもとにまとめたものである。

(いけだ しょうじゅ・北大助手)